

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	_____	仕様書番号	
空調設備借上げ		福岡地本-232407	
		作成	令和6年4月12日
		変更	平成 年 月 日
		作成部課名	自衛隊福岡地方協力本部総務課
		作成者	准陸尉 小野 祐二

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊福岡地方協力本部で使用する空調設備の借上げについて規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

空調設備借上げ及び空調設備設置・撤去（電気工事含む）作業とする。

2.1.1 借上期間等

- a) 借上期間 令和6年5月29日（水）～令和7年3月31日（月）
- b) 設置期限 令和6年6月3日（月）
- c) 撤去期間 令和7年3月27日（木）～令和7年3月31日（月）
- d) 細部作業時期は官側との調整による。

2.1.2 場所

福岡市博多区竹丘町1-12（自衛隊福岡地方協力本部）

2.1.3 設置場所

- a) 設置場所は、**図1**による。

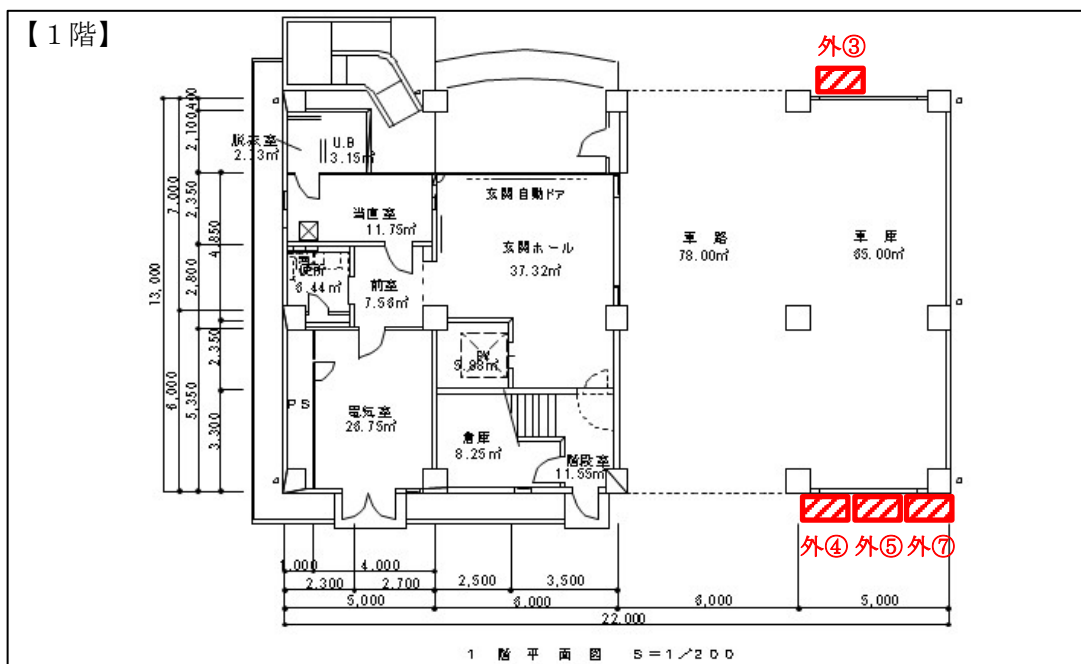


図1-設置場所

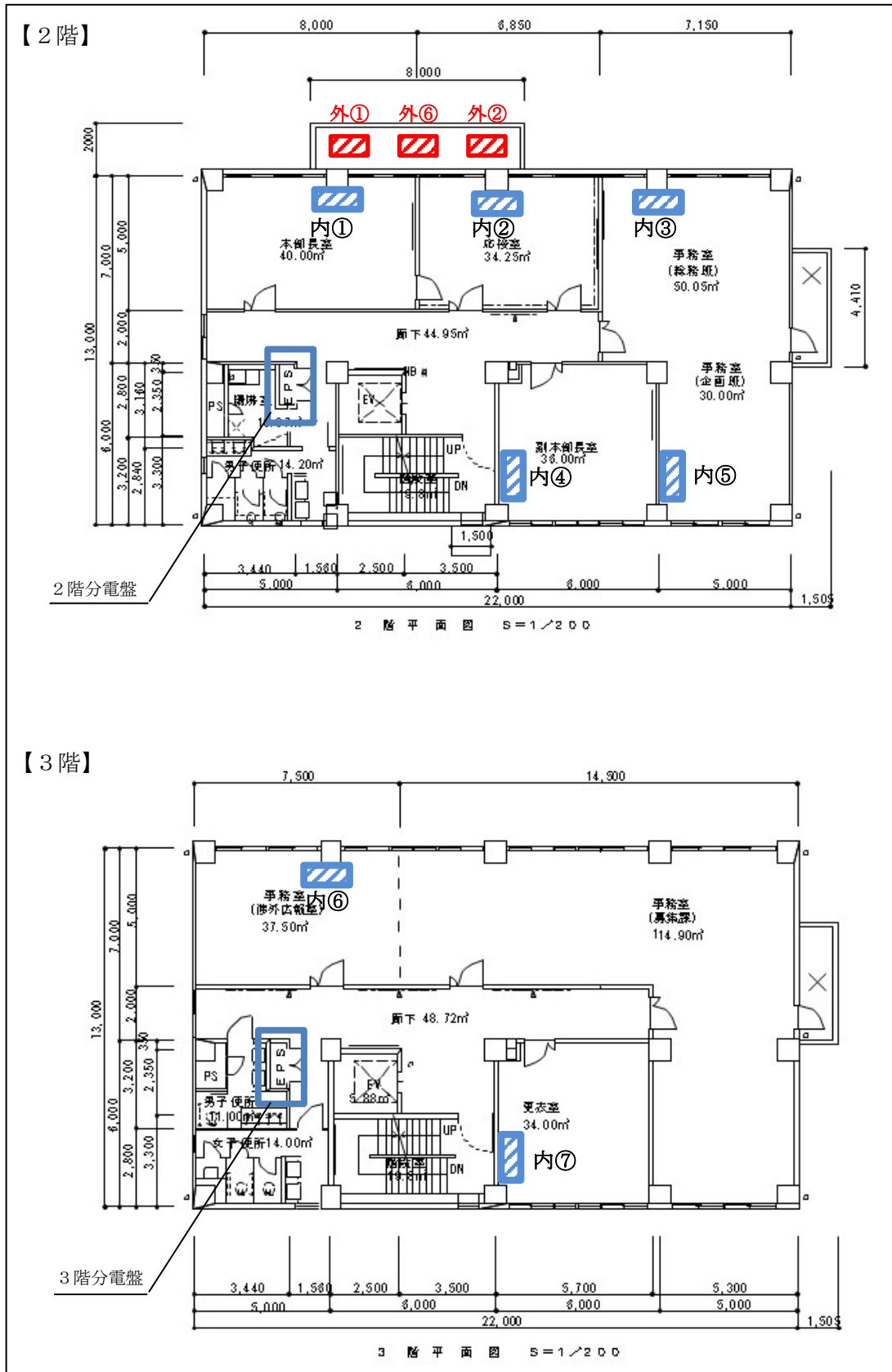


図1-設置場所（続き）

b) 細部設置場所は、現地において官側と調整するものとする。

2.1.4 設置要領

a) 設置器材は、表1による。

表1-設置器材

空調機	台数	仕様
壁掛形エアコン 3.0馬力	7	ダイキン 室内機：FAP80DG 室外機：RZRP80BCV 日立 室内機：RPK-GP80K3 室外機：RAS-GP80RGJ1 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。） （壁掛形，単相200V，冷房能力7.1kw以上）

b) 設置の概要は、表2による。

表2-設置の概要

図面番号	室名称	室内機	台数	室外機	ドレン	電源
内① 外①	本部長室	壁掛3馬力	1	庇上面	屋外	単相200V
内② 外②	応接室		1	庇上面		
内③ 外③	事務室 (総務班)		1	GL面		
内④ 外④	副本部長室		1	GL面		
内⑤ 外⑤	事務室 (企画班)		1	GL面		
内⑥ 外⑥	事務室 (渉外広報室)		1	庇上面		
内⑦ 外⑦	更衣室		1	GL面		

2.1.5 空調機への電力供給

- a) 借上空調機用電力は既設建物の電源を使用するものとし、電力接続作業は契約相手方の負担で実施するものとする。
- b) 使用する電源は各階分電盤より借上空調機用の電源回路を分岐し、仮設分電盤を官側が指示する場所へ設置するものとする。なお、PHF分電盤内に借上空調機用の主幹ブレーカー（空調機の容量に見合う定格電流のもの）を設置するものとし、各借上空調機の電気回路にはブレーカーを設置すること。
- c) 各階仮設分電盤から各室空調機までの電気配線は、EPS内の壁貫通後、天井内ころがし配線とし天井からの立下りは露出配線とする。

2.1.6 配管類

- a) 冷媒管は屋内露出部を配管テープ巻きとし、屋外は適宜の位置を配管テープ巻きし、壁面に固定すること。
- b) 屋外への配管の取り出しは、既設アルミサッシに窓配管用アルミパネルを使用するものとし、各建具には補助錠を取り付けること。

2.1.7 その他

- a) 室内機及び室外機は図面の位置に設置し、転落・転倒防止対策をおこなうものとする。
- b) 空調機の設置・撤去に伴い発生した穴等については、契約相手方がパテまたはシーリング材充填等により補修するものとする。

2.1.8 作業に関する要求

2.1.8.1 一般事項

- a) 本作業は、本仕様書に基づき実施するものとする。
- b) 作業実施に際し、仕様書及び図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については官側と協議のうえ指示に従い実施すること。
- c) 契約相手側は官側立会いのもと空調機の運転試験を行うこと。また、契約相手方は、借上期間中に不具合や故障した場合は速やかに対応するものとする。
- d) 本作業中、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施する事。万一損傷を与えた場合は監督官に報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに原状復旧するものとする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 安全管理

作業の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。

4.2 作業報告

- a) 本作業終了後速やかに作業報告書（様式は随意とする。）を提出すること。
- b) 作業報告書で使用する写真は80万画素以上のカラーとし、着工前・完成後・主な作業段階毎に撮影し、簿冊に整理し1部提出するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

4.4 秘密保全

本作業の履行にあたって、直接又は間接を問わず知り得た事項について第三者への提供を行ってはならない。